

令和8年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務仕様書

1 目的

あおもり米（「青天の霹靂」、「はれわたり」、「まっしぐら」）の全国における認知度向上と消費拡大を図るため、SNS等で情報発信するプロモーション活動を展開し、青森県民に愛され、全国の消費者に選んでもらえるあおもり米を目指すものである。

【プロモーションにおける各品種の位置付け】

名称	位置付け
青天の霹靂	<ul style="list-style-type: none">あおもり米全体の知名度や評価の向上をけん引する、あおもり米のエース品質の徹底管理と希少性を強みとした高級ブランド米
はれわたり	<ul style="list-style-type: none">これまでの県産米にはない食味の特徴（柔らかさ・強い粘り）を持つ新たなあおもり米本県が美味しい米の産地であることを強くPRできる「青天の霹靂」に次ぐ良食味米
まっしぐら	県外を中心に多様な需要に応えることができ、値頃感かつ良食味を強みとした、あおもり米の屋台骨

2 委託業務名

令和8年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務

3 業務概要

(1) 共通項目

- 本業務の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。
- 受注者は、発注者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないよう必要な人数を配置すること。
- 独自に提案した企画については、発注者と相談の上、誠実に実施すること。

(2) SNS（Instagram、Facebook等）を活用した情報発信

- Instagram及びFacebook（あおもり米【県公式】）アカウント等を活用し、あおもり米の魅力を効果的な方法で情報発信すること。
- 投稿するコンテンツは、その内容等について受注者と発注者とで企画会議等を行い、すべて受注者において制作（取材、撮影、編集、記事作成等）し投稿すること。なお、必要に応じて発注者においても、情報や画像等を収集するものである。
- 投稿は、令和8年8月頃から履行期限までに計40回以上行うこと。なお、本業務の主要なターゲットは20～40歳代とし、イベントやプロモーション告知のほか、ターゲット層が興味・関心を持つコンテンツを作成すること。また、ターゲット層が閲覧しやすい曜日や時間帯に投稿を行ったり、効果的なハッシュタグを調査したりするなど、より多くの閲覧が見込めるよう取組むこと。

- ・ 投稿するコンテンツのうち、14回以上はショート動画による発信とすること。
 - ・ 随時、フォロワー数やエンゲージメント数を増やすための工夫をすること。
 - ・ 受注者は、事前に投稿スケジュールや概要を提示すること。また、投稿記事の月次報告を行うこととし、投稿内容に関する報告のほか、フォロワーの属性やリーチ数、インプレッション数、クリック数等を分析し、その結果報告及び課題の可視化を行い、発展性を持った効果向上提案等を実施すること。
- (3) 販促キャンペーン等の運営
- ・ 受注者は、発注者と企画会議等を行い、店頭やSNS上等で効果的な販促キャンペーンを実施すること。実施や運営に当たっては、受注者が企画すること。また、販促キャンペーンに使用するノベルティグッズ等は、受注者が発注者と協議の上、製作すること。なお、店頭で販促キャンペーンを実施する場合は、試食など消費者が喫食を体験できる販促イベントも併せて行うこと。
- (4) そのほか独自で提案する企画
- ・ 3(2)及び(3)のほか、受注者において実施する独自の企画(例:広告運用、メディアや企業とのタイアップ等)があれば提案すること。なお、独自の企画についても契約金額に含めて実施すること。
- (5) 活動計画及び業務報告書の作成
- 発注者と受注者が協議の上、次のように活動計画書及び実績報告書を作成し、併せて電子記録媒体(DVD等)を提出すること。
- ア 当初(契約直後)
- 発注者と協議の上、年間活動計画書を作成・提出すること。
- イ 中間期
- 11月末までの実績について、令和8年12月16日(水)までに提出すること。
- ウ 年度末
- 最終的な実績報告を、令和9年3月18日(木)までに提出すること。

4 委託業務の条件

- (1) 経費
- 本業務に係る全ての経費は、契約金額に含むものとする。
- (2) 再委託等の制限
- 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 権利の帰属等
- 本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受注者から発注者に移転することとする。
- (4) 機密の保持
- 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）及び知事が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱（令和6年5月8日改正）を遵守しなければならない。

(6) 発注者への損害賠償

受注者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 第三者への損害賠償

受注者は、委託業務の履行に当たり、受注者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 第三者が権利を有する著作物

納入する成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受注者の責任において処理するものとする。

(9) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の加工を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受注者においてその責めを負うこと。

5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月18日（木）まで

6 その他

(1) 企画提案書の内容を全て実施することを保証するものではない。

(2) 効果的な情報拡散が見られる場合は、本仕様書に提示するSNSアカウントの他、企画提案者の負担においてウェブなどのインターネットメディアやその他メディアの併用も可とする。

(3) 本仕様書記載の委託業務内容について、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と協議して定めるものとする。